

## 戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第8回特別弔慰金）が支給されます。

### ・特別弔慰金制度とは？

先の大戦で亡くなられた、もとの軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、国として弔慰の意を表すため、終戦20周年、30周年、40周年、50周年といった特別な機会をとらえ、戦没者等の遺族に対して「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」に基づき特別弔慰金（記名国債）を支給しています。

本年は終戦60周年に当たることから同法が改正され、この度、戦没者等のご遺族に対し改めて特別弔慰金が支給されることとなりました。

### ・支給対象者

平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に第8回特別弔慰金が支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有していた ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
(戦没者等と生計関係を有していなかった方、平成17年4月1日において婚姻により姓が変わっている方、遺族以外のと養子縁組をしている方は除かれます。)
4. 上記3以外の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 上記1から4以外の三親等内の親族  
(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。)

**支給内容** 額面40万円、10年償還

**請求期間** 平成20年3月31日まで

**請求窓口及び問合せ先** 鬼北町役場 保健福祉課 社会福祉係 ☎45-1111

日吉支所 住民係 ☎44-2211 ※請求書等は請求窓口にあります。

## 「北宇和病院の町立での運営に大きな期待が」

### 北宇和病院のあり方に関するアンケート調査結果より

北宇和病院を町立病院として再出発するに当たり、病院開設準備の参考とさせていただくため、5月に実施しました「北宇和病院のあり方に関するアンケート調査」では、無作為に抽出した15歳以上の町民の方及び北宇和病院の外来患者さん含め1,083人にお願ひし、61.6%に当たる667人の方から回答がありました。ご協力ありがとうございました。

このアンケート調査結果の概要としては、北宇和病院を今後受診することに対して、約9割の方が「引き続いて受診したい、今後何かあれば受診したい」と回答しており、町立病院では「他の病院、介護・福祉施設等との連携、地域に密着した高齢者中心の医療、診療時間の延長」などを目指すべきだとした意見が半数あり、診療科については、現在ある内科、外科、整形外科及び泌尿器科に加え小児科を設置してほしいという要望が半数を超えていました。

また、町立病院の名称としては、約半数（49.6%）の方が「鬼北町立北宇和病院」がよいとしており、その理由としては、「愛着や親しみがあること」、「広く地域住民に利用してほしい」といったことをあげられていました。

さらに、町立病院に対する要望としては、信頼できる医師や患者に対する親切な対応を期待する声に加えて、特色のあるサービスを提供できる地域に密着した少子高齢化に対応した医療に期待する声が多く寄せられていました。

町では、平成18年4月から町立病院の管理運営を任せる団体（指定管理者）を選ぶための公募等を含め、今回のアンケート調査結果を参考にさせていただき、住民の皆さんに一層利用していただける病院とするため、準備を進めているところです。

県立病院としては来年3月末をもって廃止されることなどから、住民の皆さんには不安を抱かせていましたが、新たに町立病院として住民医療を確保していくことといたしましたので、安心して北宇和病院を利用してください。